

業務報酬基準告示第8号への対応について

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）が改正され、令和6年1月9日に国土交通省告示第8号として公布・施行されました。

現在発行している四会連合協定の契約書類は、これまでの業務報酬基準告示第98号に対応しているため、一部の書類に読み替えが必要になります。

つきましては、契約書類に同封されている以下の書類についての対応方法をご確認ください。なお、契約約款には影響はありません。

(1) 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類

①業務委託書（契約業務一覧）

- ・「告示第98号」の記載について、契約書の特約事項欄に『業務委託書（契約業務一覧）の本文中「告示第98号」とあるのは、「告示第8号」と読み替えるものとする』旨を記載してご使用ください。

②契約書類の構成と使用上の留意事項

- ・「告示第98号」の記載について、「告示第8号」に読み替えてご使用ください（本書類は契約の際に交付する書類ではありません）。

(2) 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類(小規模向け)

①契約書類の構成と使用上の留意事項

- ・「告示第98号」の記載について、「告示第8号」に読み替えてご使用ください（本書類は契約の際に交付する書類ではありません）。

(3) 四会連合協定 マンション修繕設計・監理等業務委託契約書類

特に修正はありません。

(留意事項)

- ・業務報酬基準ガイドライン（2024年告示第8号版）P.109では、標準業務に付随する追加的な業務についてBIMを活用した業務が例示されているため、必要に応じて業務委託書（契約業務一覧）のオプション業務に追加してください。
- ・なお、業務報酬基準ガイドライン（2024年告示第8号版）P.76では、「建築物省エネ法」に関して、省エネルギー基準への適合等に係る設計検討、設計図書等の作成（省エネ計算、省エネルギー適合性判定（非住宅においては、モデル建物法に限る）を含む）の業務は設計に関する標準業務に含まれることとされているため、ご注意ください。

(参考)

業務報酬基準について（国土交通省サイト）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html